

## 目黒区立学校施設利用（子ども団体）要件確認書 教室利用

目黒区長 あて

私たちは、目黒区立学校施設の使用を希望する登録団体（区民）であり、以下の要件のすべてを満たしていることを確認し、区（教育委員会）からの指示に従い、学校施設を安全に使用することを誓約いたします。なお、区（教育委員会）が要件にあてはまらないことを確認した場合は、ただちに登録を取り消されても異存ありません。

（以下の内容にあてはまることをご確認のうえ、チェック欄に☑を行い、署名欄に団体名・代表者氏名・住所・連絡先等をご記入ください。なお、文中の原則によらない場合を含め、学校施設使用上のルールは、別紙を参照してください。）

◆団体登録要件に関すること

- 1.自主的な団体で、組織的かつ継続的に社会教育、又は区内のコミュニティ形成を行うことを目的とした団体である。
- 2.政治・宗教・営利となる活動を行わない団体である。
- 3. 構成員の人数は5名以上である。構成員の過半数以上が使用する学校の同一の世帯に属さない小学生または中学生であり、かつ原則として区外の構成員は10名未満であり、名簿に登録された児童（生徒）以外は使用しない。
- 4.代表者は、区内在住・在学または在勤の18歳以上であり、自らが、講師（指導者）となった教室として、授業料を徴収するなどの運営をしていない。

◆団体の運営に関すること

- 5.会費等の自主的な財源により運営する団体である。
- 6.外部講師は、団体の運営や意思決定に関与せず、技術指導のみを行う。
- 7.会の運営内容は、会員、会員の保護者及び育成を担当する個人が主体となって決定しており、営利非営利を問わず外部の団体等に委託していない。
- 8.スクール、教室、塾、その他企業等の、名称を使用した営利団体と誤解される宣伝・広告・勧誘活動を行わない。また、これらの名称を使用した団体等の間接的な宣伝・広告・勧誘活動に関与していない。
- 9.インターネットやSNSで一般参加者を募るなど、学校施設を使用した宣伝・広告・勧誘活動を行わない。（例：クラウドファンディングの返礼等）
- 10.構成員から徴収する会費は、実費を大きく上回ることはない。

